

香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月30日

香芝市長 三 橋 和 史

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
狐井296番1、297番1、346番1、347番1、539番、540番
良福寺329番
瓦口162番1
- 3 都市計画の案の縦覧場所
香芝市役所 都市創造部 都市計画課
- 4 縦覧期間
令和7年10月1日から令和7年10月15日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び連絡先並びに本案についての具体的な意見の要旨及びその理由を記載した香芝市長宛の文書1通を香芝市役所都市創造部都市計画課に令和7年10月15日までに必着するよう提出すること。